

豊川市児童館・交通児童遊園公募要領に係る
経費分担表

指定管理料を支払う場合

項目	内容	指定管理者		豊川市
			指定管理料に含む	
施設管理運営人件費				
一般消耗品費	事務用消耗品、管理用消耗品、施設関係消耗品等			
印刷(コピー等)消耗品	事務室使用分のコピー(カウンター度数による)			
	簡易印刷機使用分(印刷枚数による市との按分)			
印刷製本費	使用料に係る納付書等			
	その他使用承認申請書等の施設の管理運営に必要な書類			
光熱水費	自動販売機等分を含む			
施設の保守管理に係る業務費	仕様書に記載			
修繕費		1件30万円未満		1件30万円以上
施設工事費				
電話料金	(インターネット電話等、設備が必要なものは市と協議の上、導入可能)			
	公衆電話分			
公用車ガソリン代	施設に付属する専用車両			
損害賠償保険	施設賠償責任保険 (次の条件を満たすものに必ず加入すること。) 身体損害 1名につき5,000万円以上 1事故につき5億円以上 財物損害 1事故につき1,000万円以上			
	ガラス保険料、火災保険料			
借地料				
備品		1件30万円未満		1件30万円以上
管理運営仕様書に定められた業務を実施するに必要な経費、又は、その他、上記で定められていない、施設の管理運営のために必要な全ての経費				